

公益社団法人全国公立文化施設協会アドバイザー及びコーディネーター設置要綱

会 長 決 定

平成 26 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 全国の公立文化施設における諸課題や施設の運営及び事業の企画・実施等について、総合的かつ専門的な知見を活かした適切な指導、助言及び調整等を行うために、公益社団法人全国公立文化施設協会(以下「協会」という。)にアドバイザー及びコーディネーター(以下アドバイザー等という。)を設置する。

(アドバイザー等の職務)

第 2 条 アドバイザー等は、公立文化施設等に対して、その識見と経験を生かして、次の事項に関して指導助言及び調整等を行う。

- (1) 施設の運営及び事業の企画・実施
- (2) 公演企画・契約がよりスムーズに行えるような仲介及び支援
- (3) 芸術・文化に関する最新の情報の提供
- (4) その他、公立文化施設の活性化のために必要な事項

2 アドバイザー等の役割は概ね以下のとおりとする。

職	役割
アドバイザー	公立文化施設及び文化芸術に関する高度専門的な知見を活かした施設の運営、事業等に関する指導・助言・相談及び研修事業等の企画・実施
コーディネーター	各種専門的な知見を活かした個別分野における助言・相談及び研修事業等の実施、調整

(委嘱)

第 3 条 アドバイザーは、文化施設運営及び各芸術分野の専門知識経験を有している者の中から、会長が選任のうえ委嘱する。

- 2 コーディネーターは、各種関係分野において専門的な知識経験を有している者から選任し、コーディネーター名簿へ登録する。
- 3 アドバイザーの定員は12名以内とし、コーディネーターは特に定員は定めないものとする。
- 4 アドバイザーの委嘱期間は、委嘱した年度内とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 コーディネーターの登録期間は特に定めず、本人の申し出等により、登録抹消する。

(アドバイザー等の従事態様)

第4条 アドバイザー等は、協会からの依頼に基づき、諸業務に従事するものとする。

なお、相談業務等に従事する場合は、協会が公立文化施設等とアドバイザー等との調整の上、相談分野及び相談方法等を決定する。

- 2 アドバイザー等の職務は、協会の依頼により出張する場合以外は、原則として協会の事務所で行う。

(アドバイザー等の遵守事項)

第5条 アドバイザー等は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) アドバイザー等は、法令、協会の定める諸規程に違反してはならない。
- (2) アドバイザー等は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- (3) アドバイザー等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(アドバイザー等の解任)

第6条 アドバイザー等が次の事由に該当したときは、会長は、これを解任することができる。

- (1) 自己の都合により、辞任を申し出たとき
- (2) 原則として、年齢が満75歳に達したとき
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (4) 前条の規定に違反したとき。
- (5) その他職務に必要な適格性を欠くと認められるとき。
- (6) 事業の縮小若しくは廃止又は予算の減少その他協会の都合によりアドバイザーの設置の必要性がなくなったとき。

(報酬)

第7条 アドバイザー等には従事した業務実績により報酬を支給する。

- 2 アドバイザー等に対する報酬は、予算の範囲内において、従事した業務種別及び態様に応じて別途定める額を支給する。

(費用弁償)

第8条 アドバイザー等が協会の依頼により出張したとき、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償は、協会旅費規程による職員が受けるべき額に相当する額とする。
- 3 費用弁償の支給方法は、協会旅費規程の適用を受ける職員の例による。
- 4 旅費以外の費用弁償は原則として行わない。ただし、特段の理由があり、かつ諸規程に準拠できる場合には、事務局長との協議により支出することができることとする。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー等の設置に関し必要な事項は、事務局長が別に定めることができる。

(名誉アドバイザーの称号付与)

第 10 条 当協会のアドバイザー及びコーディネーターとして概ね15年以上の実績があり、退任後本人の申し出があり、会長が認めるときには、「公益社団法人全国公立文化施設協会名誉アドバイザー」の称号を用いることができることとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。